省令

○総務省令第十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項の規定に基づき、地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

総務大臣　山本　早苗

地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の一部を改正する省令

地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和二十八年総理府令第九十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表電気事業の用に供する償却資産（専用鉄道に係るものを除く。）の項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　太陽光発電設備	所在する市町村に配分する。ただし、当該設備の水平投影面が二以上の市町村にわたる場合にあつては、当該水平投影面の面積に按分する。

本則の表鉱業所等に係る償却資産の項第四号中「装置を設置する場所」を「装置の水平投影面」に、「当該場所の」を「当該水平投影面の」に、「あん分」を「按分」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則本則の表電気事業の用に供する償却資産（専用鉄道に係るものを除く。）の項第三号の規定は、この省令の施行の日以後に行われる地方税法第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定による固定資産の価格等の配分について適用する。

○財務省令第十号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の六第一項第八号中「を含む。）」の下に「若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六まで」を加え、「第七十条の九第三項」を「第六十九条第二項」に改める。

附　則

この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○環境省令第八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

環境大臣　望月　義夫

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号及び第十七条の二第三号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

附　則

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

告示

○総務省告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、隠岐広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日

総務大臣　山本　早苗

一　許可年月日

平成二十七年三月十一日

二　施行年月日

平成二十七年三月十一日

三　主な変更内容

第四条に記載される広域連合の処理する事務を変更する。

○法務省告示第百七十四号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年三月二十三日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡長尾村滝口六千二百七十三番地

九鬼　岩吉

○法務省告示第百七十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年三月二十三日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　トニー・アドニス・アンドリオティス

生年月日　千九百七十三年四月十六日

○法務省告示第百七十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年三月二十三日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　伊藤　彰浩

生年月日　千九百七十年六月八日

○法務省告示第百七十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年三月二十三日

法務大臣　上川　陽子

住所　横浜市都筑区二の丸16番40号

エー・ケー・エム・ジャハンギル　昭和43年12月21日生

住所　千葉県市川市稲荷木３丁目19番６号

サイエッド・ホセイン・パルゼッシ　昭和50年１月４日生

住所　東京都稲城市平尾３丁目１番地１

ダワードルジ・オドビレグ　昭和58年11月26日生

住所　福岡市城南区城西団地８番502号

李秀炅　昭和40年３月３日生

住所　東京都港区港南３丁目５番10―1910号

陳郁雯　昭和59年６月15日生

住所　東京都港区南麻布１丁目４番５―704号

呉若茵　昭和50年10月２日生

住所　兵庫県芦屋市岩園町12番５号

王潔華　昭和５年10月31日生

住所　東京都豊島区上池袋１丁目37番22号

郭迪　昭和52年６月20日生

住所　福岡県糟屋郡粕屋町甲仲原２丁目16番23号

王娟　昭和38年１月９日生

住所　千葉市美浜区幕張西２丁目２番４―403号

李滔英　昭和49年６月11日生

住所　千葉市中央区新宿２丁目７番５号

李亜俐治　平成16年８月17日生

住所　千葉市中央区新宿２丁目７番５号

曽建任　昭和37年10月30日生

王衡紅　昭和38年６月14日生

曽安琪　平成13年９月７日生

住所　東京都日野市多摩平６丁目37番地７

曽亜男　昭和56年11月18日生